

医科点数表第 2 章第 10 部手術の 通則の 5 及び 6 に掲げる手術に係わる施設基準

(2024 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの実績)

・ 区分 1 に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	26
ウ	鼓室形成手術等	21
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・ 区分 2 に分類される手術 手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	15
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・ 区分 3 に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・ 区分 4 に分類される手術の件数

	胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	0
--	---------------	---

・ その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び 体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

2025 年 1 月 4 日現在